

第3回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

議 事 錄

1 日 時 令和7年11月11日（火）午前10時00分～

2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室CD

3 出席者 公益代表委員 片山 裕之
富永 優子

労働者代表委員 奥山 優一
小橋 政次

使用者代表委員 石黒 和之
久山 卓也
向谷 隆

事務局 労働基準部長 政木 隆一
賃金室長 黒田 和美
賃金指導官 中本 弘一
監督監察官 諏訪 雅浩
労災補償監察官 木村 弘之

4 議 事

中本指導官

ただ今から、第3回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開となります、傍聴の申し込みはございませんでした。

まず、定足数について報告申し上げます。本日は公益委員の西田委員、労働者側委員の宮森委員が欠席されておりまして、他の委員7名が出席されておられますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数の3分の2以上、又は公労使各委員の3分の1以上の出席の条件を満たしていることをご報告いたします。

本日御審議いただきます付議事項について説明いたします。

1 特定最低賃金額審議
でございます。

それでは、部会長、よろしくお願ひします。

片山部会長

皆さま、ご苦労様です。

それでは、第3回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会を始めさせていただきます。

はじめに、本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は委員の皆さんのがんばりのないご意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

10月3日の専門部会において、全会一致で改正決定の必要性有りの答申を受け、本日より具体的な金額提示による審議となります。

特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより設定されていることからも、全会一致の議決に至るよう努力することとされていますので、労使委員のご協力をよろしくお願ひします。

まず、岡山局の他産別の状況と他局の状況について事務局からお願ひします。

黒田室長

それでは、他部会及び他局の審議状況について、ご報告いたします。

他部会ですが、船舶プラス65円、改定額1,159円、指定日発効、鉄鋼業プラス64円、改定額1,166円、法定発効、電機プラス65円、改定額1,090円、法定発効、いずれも全会一致で結審しております。耐火物につきましては、プラス48円、改定額1,074円、法定発効として昨日結審しましたが、全会一致とならず本審

へ報告となっています。一般機械については金額審議中という状況です。

続きまして、他局の審議状況をお知らせします。21局が既に結審しております。局名、引上げ額、改定額の順にお知らせします。

秋田局	プラス 40 円、改定額 1,060 円
山形局	プラス 58 円、改定額 1,070 円
栃木局	プラス 50 円、改定額 1,114 円
群馬局	プラス 64 円、改定額 1,120 円
埼玉局	プラス 63 円、改定額 1,165 円
石川局	プラス 50 円、改定額 1,090 円
山梨局	プラス 60 円、改定額 1,089 円
長野局	プラス 62 円、改定額 1,105 円
岐阜局	プラス 60 円、改定額 1,117 円
静岡局	プラス 60 円、改定額 1,133 円
愛知局	プラス 65 円、改定額 1,146 円
三重局	プラス 64 円、改定額 1,111 円
滋賀局	プラス 53 円、改定額 1,115 円
大阪局	プラス 75 円、改定額 1,194 円
兵庫局	プラス 62 円、改定額 1,188 円
島根局	プラス 66 円、改定額 1,094 円
広島局	プラス 57 円、改定額 1,105 円
山口局	プラス 53 円、改定額 1,141 円
福岡局	プラス 66 円、改定額 1,147 円
熊本局	プラス 55 円、改定額 1,074 円
大分局	プラス 58 円、改定額 1,055 円

以上となっております、なお、発効日につきましては長野、三重、滋賀、島根の4局が法定発効、その他の局につきましては指定日発効となっております。

以上が他部会及び他局の審議状況となります。

次に、お手元の資料について説明いたします。

意見聴取の公示により、意見要旨の提出がございました。提出は専門部会関係労使からのものになります。内容につきましては、改正決定の必要性の有無の審議におきまして、双方から基本的な考え方を含め、意見表明された内容となっておりますので、ご確認いただければと思います。なお、他の使用者団体、労働者団体からの意見の提出はございませんでした。以上です。

片山部会長

既に提出のありました意見要旨等につきまして、労使各側から補足等ございますでしょうか。

(特になし)

片山会長 では次に、金額審議の運営について、事務局から説明をお願いします。

黒田室長 金額審議において、改定する特賃額は、今回改定される岡山県最低賃金1,047円を1円以上、上回った金額としていただくこと、また、6月18日に労側委員から提出されました「改正申出書」にある企業内最低賃金協定額の最低金額が、この度の金額審議における上限額となりますのでご留意ください。

片山会長 それでは審議をはじめます。例年どおり、公労・公使の二者協議とし、労側、使側からそれぞれ個別に金額提示、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(同意する声)

片山会長 それでは、まず、労側からご意見をお聞きすることとし、事前に打合わせ必要でしょうか。

労働者側委員 はい。今の話を受けて相談をしたいと思います。

片山会長 どれくらい、時間をとりましょうか。

労働者側委員 15分程度お願いします。

片山会長 使側もよろしいでしょうか。

では、10時25分までを打合せとしまして、労側からお入りいただければと思います。

控室の方に移動をお願いします。

黒田室長 事務局で控室にご案内いたします。

(各側、公益委員と個別協議実施)

片山会長 では、これより公労使の全体会議を再開いたします。先ほど労使それぞれから金額提示がありました。労側からはプラス65円、使側からはプラス10円の提示があり

ました。ここでその根拠について簡単に説明させていただきます。

労側のプラス 65 円の根拠ですが、現在地賃の上がり幅は大きく、来年もそうしたことが見込まれ、使側の負担が相当であることは理解していると。このまま特賃を上昇させ続けることに限度があることも理解している。ただ一方で、岡山の基幹産業である自動車産業が遅れを取ることは、従業員の流出を招くことになる。岡山の自動車産業に付加価値を付けることを示す、そうした意味で単年では県最賃に飲み込まれない数字、地賃の上がり幅 65 円を踏まえた金額としてプラス 65 円の提示がありました。

一方で使側からは、現在トランプ関税の影響でメーカー各社が減益赤字転落していることが発表され、大変厳しい環境にあること。これまでの議論においても、自動車の特賃と県最賃は一本化しないといけないということで、ある程度協議がまとまっていること。そのことから使側としては出来るだけ早期に一本化したいという思いからプラス 10 円の提示がありました。

それぞれ個別にご意見をお伺いしましたが、労使のご意見には隔たりがあるようです。皆さん、今後の進行についてご意見がござりますでしょうか。

労働者側委員

今回の 65 円という数字については、ちょっと数字に根拠がないということが正直あります。ですから思いの部分で 65 円という数字を提示させていただきました。今回、事務局から報告のあった各局の数字も踏まえまして、今一度調整をさせていただければと思います。

片山会長

持ち帰ってということでしょうか。

労働者側委員

いや、ここで議論させていただければということです。10 分、15 分程度時間をいただければと思います。

片山会長

使側もその方向でよろしいですか。

使用者側委員

はい。

片山会長

労側で再度打合せをしていただいて、もう一回金額提示をいただけるということでしょうか。

労働者側委員

はい。

片山会長 そうすると、15 分程度、11 時まで打合せの時間を取りまして、労側の方から二者協議ということで再開ということでよろしいでしょうか。

労働者側委員 はい。

片山会長 わかりました。では 11 時まで打合せとさせていただきます。控室の方に移動をお願いします。

(各側、公益委員と個別協議実施)

片山会長 では、これより公労使の全体会議を再開いたします。労側から出されましたご意見を確認したいと思います。結論としてはプラス 55 円の提示がありました。前提となる意見としては、近県の引上げ額の状況、中国地方の近県の引上げ額の状況として広島県、同じ自動車産業がある山口県の数字であったり、島根県の引上げ額の数字、こうしたことを踏まえて結論としてプラス 55 円の提示がございました。

使側からは再提示はございませんでした。

現状としては労側からはプラス 55 円、使側からはプラス 10 円という状況です。まだまだ開きがあるという状況ですけれども、今後の進行についてはいかがいたしましょうか。

使用者側委員 今日のところは一度持ち帰って、日を改めて協議をさせていただければと思います。

片山会長 労側の委員の皆さんもよろしいでしょうか。

労働者側委員 はい。

片山会長 本日はこれ以上の進展が見込まれませんので、金額審議を終わらせていただきます。

皆さん、その他に何かございますでしょうか。

(特になし)

片山会長 それでは、本日はこれを持ちまして、第 3 回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会を終わります。次回は 11 月 14 日、

金曜日、午後3時30分から第4回専門部会を開催します。

次回はできれば結審又はそれに近い状況まで審議したいと考えておりますので、各委員の皆様のご協力をお願いします。

本日は大変御苦労様でした。